

福 島 町

第 5 期 障 が い 福 祉 計 画

第 1 期 障 が い 児 福 祉 計 画

(平成30年度～平成32年度)

福 島 町

目 次

第1章 計画の概要

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置付け	1
第3	計画の期間及び見直し時期	1

第2章 障がい者を取り巻く状況

第1	障がい者(児)の現況	2~4
第2	障がい福祉サービス等の利用状況	5~6

第3章 障がい者福祉サービスの数値目標

第1	数値目標設定の趣旨	7
第2	国の基本方針に定める数値目標	7~9

第4章 障害児支援の数値目標

第1	数値目標設定の趣旨	10
第2	国の基本方針に定める数値目標	10

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

第1	障がい福祉サービスの見込量	11~14
第2	地域生活支援事業のサービス見込量	15~16
第3	その他障がい福祉サービスの見込量	16

第6章 計画の推進に向けて

第1	関係機関との連携	17
第2	計画の点検・評価	17

第1章 計画の概要

第1 計画策定の趣旨

福島町では、障害者基本法の考え方に基づき、平成25年度から平成29年度までの5年を計画期間とした「福島町障がい者福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念の基、障がい者施策を進めてきました。

福島町第5期障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」第88条を策定根拠として、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画として策定するものです。

第5期障がい福祉計画では、前計画の実施状況等を踏まえ、国の定めた基本的な指針及び北海道の方針に基づき、平成32年度末に向けて数値目標を設定し、サービス見込量や提供体制の確保方法等について定めるものです。

また、「児童福祉法」第33条の20に基づき新たに策定する「第1期障がい児福祉計画」については、本計画へ統合することにより、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

第2 計画の位置づけ

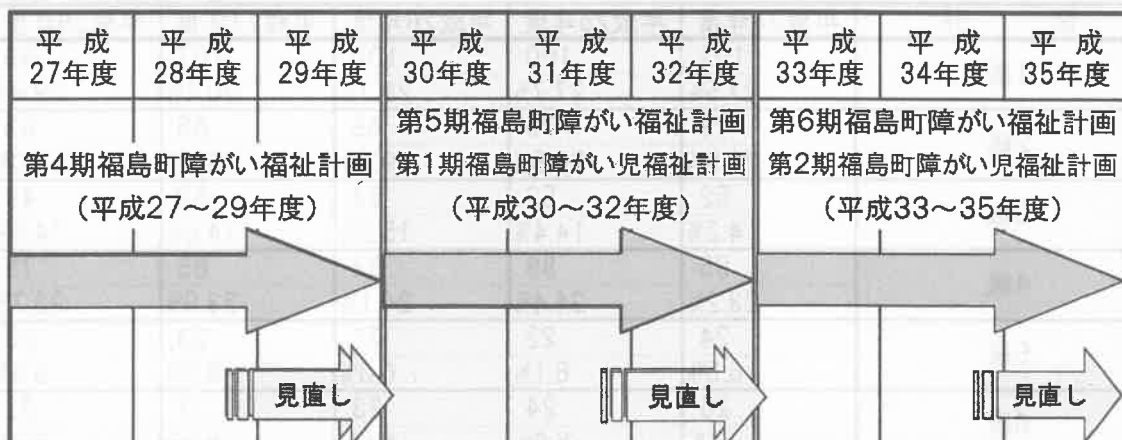
第5期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画であり、障がい者計画の中の実施計画的な位置づけとして、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保のため、具体的な数値目標を定めるものです。

また、第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき新たに策定する市町村障害児福祉計画であり、障がいのある方に対しライフサイクル全体を通じた支援の推進のため、第5期障がい福祉計画と一体のものとして定めるものです。

なお、本計画は、まちづくりの指針である「福島町総合計画」、地域福祉の指針である「福島町地域福祉計画」やその他の関係計画との整合性を図りながら、策定するものです。

第3 計画の期間及び見直しの時期

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。



第2章 障がい者を取り巻く状況

第1 障がい者(児)の現況

(1)各障がい者手帳の所持状況

福島町の各障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳は減少傾向にあり、療育手帳はほぼ横ばい、精神障害者手帳は増加傾向で推移しております。また、町人口に対する所持割合については、人口減少の関係もあり、平成27年度までは微増となっております。

一方、北海道全体では、身体障害者手帳は同じく減少傾向ですが、療育・精神障害者手帳は大幅に増加傾向にあります。

○各障害者手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
町 人 口	4,821	4,716	4,615	4,464	4,286
身体障害者手帳	367	361	349	356	331
18歳以上	364	358	346	353	328
18歳以下	3	3	3	3	3
町人口に対する所持割合	7.6%	7.7%	7.6%	8.0%	7.7%
療育手帳	58	59	59	58	57
18歳以上	52	52	50	47	46
18歳以下	6	7	9	11	11
町人口に対する所持割合	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
精神障害者保健福祉手帳	23	24	26	27	30
18歳以上	23	24	26	27	30
18歳以下	0	0	0	0	0
町人口に対する所持割合	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%
町人口に対する所持割合(全手帳)	9.3%	9.4%	9.4%	9.9%	9.8%

※各手帳所持数には、福島町が援護者となっている町外施設入所者等も含まれています。

(2)身体障がい者(児)の状況

障がいの等級別で見ると、等級ごとの割合に大きな変動はありませんが、各年とも1級・2級の重度障がい者に区分される方が、全体のほぼ半数を占めている状況です。

○障がいの等級別 身体障害者手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	101	100	100	107	99
	27.5%	27.7%	28.7%	30.1%	29.9%
2級	79	75	68	68	63
	21.5%	20.8%	19.5%	19.1%	19.0%
3級	52	52	53	52	49
	14.2%	14.4%	15.2%	14.6%	14.8%
4級	85	88	84	85	75
	23.2%	24.4%	24.1%	23.9%	22.7%
5級	24	22	21	23	23
	6.5%	6.1%	6.0%	6.5%	6.9%
6級	26	24	23	21	22
	7.1%	6.6%	6.6%	5.9%	6.6%
計	367	361	349	356	331

障がいの種類別では、種類ごとの割合に大きな変動はありませんが、各年とも下肢障害がもっとも多く、手帳所持者全体の約40%を占め、次いで上肢障害・心臓機能障害・聴覚障害の順となっております。

○障がいの種類別 身体障害者手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

障害区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害		19	21	20	17	14
		5.2%	5.8%	5.7%	4.8%	4.2%
聴覚障害・平衡機能障害	聴覚	33	31	29	26	24
		9.0%	8.6%	8.3%	7.3%	7.3%
	平衡機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
音声・言語・そしゃく機能		2	3	4	3	3
		0.5%	0.8%	1.1%	0.8%	0.9%
肢体不自由障害	上肢	82	76	69	69	62
		22.3%	21.1%	19.8%	19.4%	18.7%
	下肢	144	139	138	137	130
		39.2%	38.5%	39.5%	38.5%	39.3%
	体幹	23	22	22	23	22
		6.3%	6.1%	6.3%	6.5%	6.6%
運動機能障害	上肢機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	移動機能	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内部障害	心臓機能	45	46	45	53	53
		12.3%	12.7%	12.9%	14.9%	16.0%
	じん臓機能	10	11	13	15	12
		2.7%	3.0%	3.7%	4.2%	3.6%
	呼吸器機能	2	2	3	3	3
		0.5%	0.6%	0.9%	0.8%	0.9%
	ぼうこう・直腸機能	7	10	6	10	8
		1.9%	2.8%	1.7%	2.8%	2.4%
小腸機能	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
免疫機能	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
肝臓機能	0	0	0	0	0	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
計		367	361	349	356	331

(3) 知的障がい者(児)の状況

療育手帳を所持している人は、ほぼ横ばいで推移しております。等級別の所持割合についても、「A」判定が若干多いものの、ほぼ同数となっております。

なお、所持者の半数以上は、町外の障害者支援施設等を利用している状況です。

○障がいの等級別 療育手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A(最重度・重度)	32	33	32	31	30
B(中度・軽度)	26	26	27	27	27
計	58	59	59	58	57

(4) 精神障がい者(児)の状況

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、微増で推移しておりますが、全道的にも増加傾向にあり、当町においても今後増えていくものと考えられます。

また、精神障がいに関連する自立支援医療(精神通院)の受給者については、ほぼ横ばいで推移しておりますが、精神障害者保健福祉手帳と同様に増加が見込まれます。

○障がいの等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

(各年度3月31日現在)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	3	3	5	5	5
2 級	13	15	15	17	21
3 級	7	6	6	5	4
計	23	24	26	27	30

○自立支援医療(精神通院)受給者数

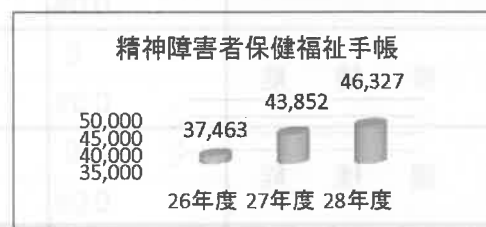
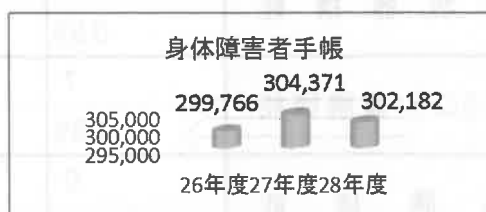
(各年度3月31日現在)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
継 続	51	50	47	51	51
新 規	4	3	6	2	6
計	55	53	53	53	57

【参考】

北海道の各手帳交付状況(28年度末)

- ・身体 302,182 人
- ・療育 59,092 人
- ・精神 46,327 人



第2 障がい福祉サービス等の利用状況

第4期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等(自立支援給付費、地域生活支援事業)の利用実績については、以下のとおりとなっております。

当町における障がい福祉サービス利用者は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、報酬の改定や利用者の支援量の増などにより、費用は増加している状況です。(平成29年度は見込となっております。)

なお、日中一時支援事業やタクシー助成事業などの展開により、障がい者の日中活動の機会の拡充に取り組んでおります。

(1)障がい福祉サービスの利用状況 [介護給付費・訓練等給付費]

サービス区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		計画	実績	計画	実績	計画	見込	
訪問系・短期入所	居宅介護	人分	3	1	3	1	3	1
		時間/月	34	12	34	12	34	12
	重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
	行動支援	人分	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	0	0	0	
短期入所	人分	1	0	1	0	1	1	
	日/月	15	0	15	0	15	14	
日中活動系	療養介護	人分	4	4	4	4	4	4
	生活介護	人分	30	29	30	26	30	27
	自立支援(機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	自立支援(生活訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	宿泊型自立訓練	人分	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	人分	0	0	1	0	1	0
	就労移行支援(A型)	人分	1	1	1	1	1	1
就労移行支援(B型)	人分	8	5	8	6	9	6	
居住系	共同生活援助(共同生活介護)	人分	18	17	20	18	22	20
	施設入所支援	人分	23	21	22	19	21	19
相談支援	計画相談支援	人分	50	0	51	2	52	1
	地域移行支援	人分	1	0	1	0	1	0
	地域定着支援	人分	1	0	1	0	1	0

(2)障がい福祉サービスの利用状況 [障害児給付費]

サービス区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援(児童デイサービス)	人分	2	1	2	1	3	2
	回/月	8	1	8	1	12	4
障害児相談支援	人分	2	0	2	0	3	0

(3)地域生活支援事業の利用状況

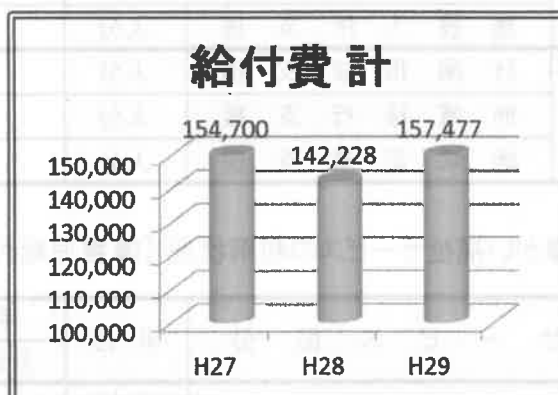
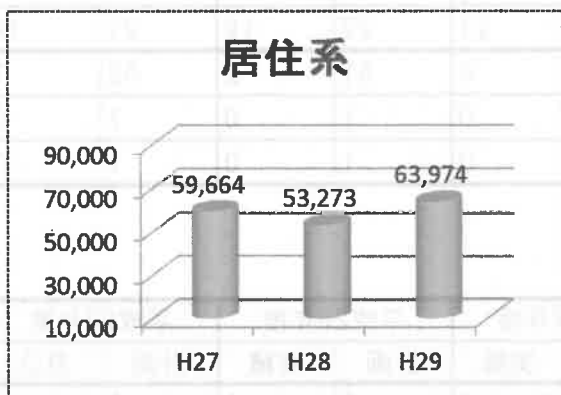
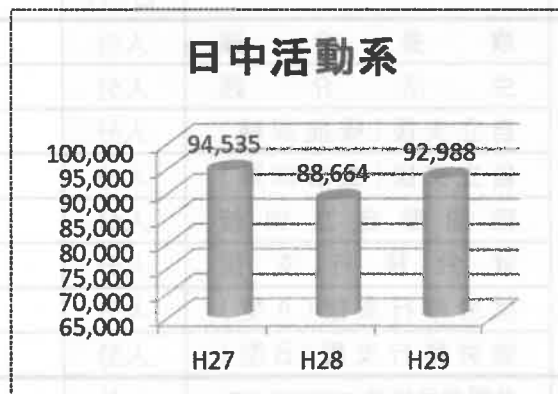
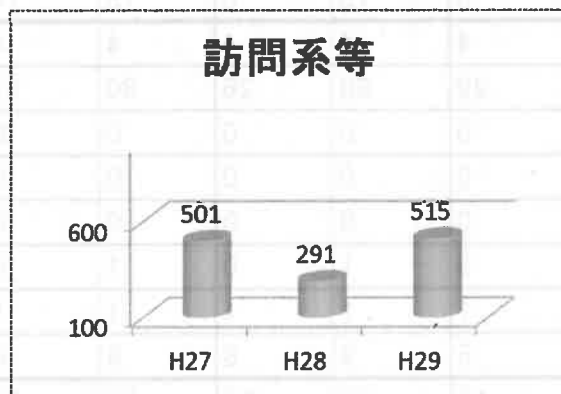
事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	1
コミュニケーション支援事業	人	1	0	1	0	1	1
日常生活用具支給等事業	件	100	84	100	60	100	36
移動支援事業	人	1	0	1	0	1	0
	時間	18	0	18	0	18	0
日中一時支援事業	人	2	0	2	0	2	1
	日	12	0	12	0	12	2
地域活動支援センター	人	2	1	2	1	2	1

(4)その他障がい福祉サービス等の利用状況

事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
重度心身障がい者医療費助成	人	160	161	160	150	160	150
重度心身障がい者タクシー助成	人	55	55	55	56	55	40

障がい福祉サービス給付費の推計

(単位:千円)



第3章 障がい者福祉サービスの数値目標

第1 数値目標設定の趣旨

数値目標は、国が定める基本指針に即して策定することとされており、第4期計画における実績等を勘案し、第5期計画の数値目標を設定します。

第2 国の基本指針に定める数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、グループホーム・一般住宅等の地域生活へ移行する人数及び福祉施設入所者の減少数の目標を設定します。

なお、目標値は、受け皿となるグループホーム等の整備状況などの地域の実情や入所者の状況を踏まえ、設定することとします。

【国の基本方針】

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上がグループホームや一般住宅等の地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の2%以上減少することを基本とする。

平成28年度末時点の施設入所者数 19人

① 平成28年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

地域生活移行数	目標 (移行率)	2人 (10.5%)	平成32年度末時点で9%以上の移行
---------	-------------	---------------	-------------------

② 平成28年度末時点と比較した施設入所者の減少数

施設入所者減少数	目標 (減少率)	1人 (5.26%)	平成32年度末時点で2%以上の減少
----------	-------------	---------------	-------------------

【第4期計画の実績】

○国の指針～平成25年度末の施設入所者数の12%を地域生活へ移行、また、4%以上の施設入所者を削減することを目標とする。

平成25年度末時点の施設入所者数 22人

① 平成25年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

地域生活移行数	目標	3人	平成29年度末時点で12%以上の移行 → 移行率 13.6%
	実績 (達成率)	0人 (0%)	

② 平成29年度末時点と比較した施設入所者の減少数

施設入所者減少数	目標	1人	平成29年度末時点で4%以上の削減 → 削減率 4.5%
	実績 (達成率)	3人 (300%)	

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての目標設定ですが、精神科医療に携わる関係者の参加が必要であり、当町単独では困難な状況のため、今後、広域での共同設置に向け、北海道及び各市町と検討を進めることとします。

【国の基本方針】

平成32年度末までに圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

(3)地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備についての目標設定ですが、当町単独での整備は困難な状況であり、今後、圏域等での整備に向け、北海道及び各市町と検討を進めることとします。

【国の基本方針】

平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする

(4)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

なお、当町においては、第1期計画策定時から平成28年度末までの実績が、平成26年度の1名のみであり、現利用者の状況を踏まえ、設定することとします。

【国の基本方針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

平成28年度の実績	0人
-----------	----

一般就労移行者数	目標	1人	平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上の移行
----------	----	----	----------------------------

【第4期計画の実績】

○国の指針～福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者を、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本とする。

平成24年度の実績	0人
-----------	----

一般就労移行者数	目標	1人	平成29年度中に2倍以上の移行 実績 0名
	実績	0人	
	(達成率)	(0%)	

(5)就労移行支援事業所利用者数

就労移行支援事業の平成32年度末における利用者数の目標を設定します。

【国の基本方針】

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。

平成28年度末の利用者数	0人
--------------	----

利用者数	目標	1人	平成32年度末において、平成28年度末の2割以上の利用
------	----	----	-----------------------------

【第4期計画の実績】

○国の指針～就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを基本とする。

平成25年度の利用実績	0人
-------------	----

一般就労移行者数	目標	1人	平成29年度末において、6割以上の利用 → <u>実績 0名</u>
	実績	0人	
	(達成率)	(0%)	

第4章 障害児支援の数値目標

第1 数値目標設定の趣旨

児童福祉法第33条の20に基づき、新たに策定が義務付けられました。国が定める基本指針に即して策定することとし、数値目標については、地域事情を勘案して設定します。

第2 国の基本指針に定める数値目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

障害児については、児童とその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。そのため、障害児支援の提供体制等について当町単独での整備は困難な状況ではありますが、今後、圏域等での整備に向け、北海道及び各市町と検討を進めることとします。

【国の基本方針】

①平成32年度末までに各市町村又は各圏域1カ所以上の児童発達支援センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。

②平成32年度末までに各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等ディサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。

③医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

※なお、上記の国の基本方針における整備等において、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととされています。

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

第1 障がい福祉サービスの見込量

これまでの各サービスの利用実績等を勘案したうえで、平成32年度までの各年度における障がい福祉サービスの必要量を設定します。

(1) 訪問系・短期入所サービス

▽居宅介護

障がいのある者(児)を対象に、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うものです。

▽重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行うものです。

▽同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際の必要な援助を行うものです。

▽行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行うものです。

▽重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者(児)であって、意思疎通を図ることに著しく支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的に提供するものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	人	1	1	1
	時間/月	8	8	8
重度訪問介護	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0
行動援護	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人	0	0	0
	時間/月	0	0	0

▽短期入所

居宅で介護を行う人の病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、当該施設へ短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	人	2	2	2
	日/月	28	28	28

(2)日中活動系サービス

▽療養介護

病院において介護・日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主に昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	5	5	5

▽生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者に対し、主として昼間において、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人	27	28	29
	人日/月	594	616	638

▽自立訓練(機能訓練、生活訓練)

障害者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該施設等において、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行うものです。

(機能訓練)身体障がい者を有する方に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

(生活訓練)知的障がい又は精神障がい者を有する方に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0

▽宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がい者を有する方に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
宿泊型自立訓練	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0

▽就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人	0	1	1
	人日/月	0	22	22

▽就労継続支援(A型、B型)

(A型:雇用型)

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものです。

(B型:非雇用型)

通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、年齢、心身の状態、その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援A型	人	1	1	1
	人日/月	22	22	22
就労継続支援B型	人	6	7	9
	人日/月	132	154	198

(3)居住系サービス

▽共同生活援助(グループホーム)

障がいのある方に対して、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	人	20	21	23

▽施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人	20	19	18

(4)相談支援

(計画相談支援)

障がい福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用に係る「サービス等利用計画」の作成をするとともに、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うものです。

(地域移行支援)

障害者支援施設等に入所している方、または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行などの必要な支援を行うものです。

(地域定着支援)

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	4	1	2
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	1	1	1

(5)障害児通所支援等(児童発達支援、障害児相談支援)

(児童発達支援)

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うものです。

(障害児相談支援)

障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービス利用に係る「障害児支援利用計画」の作成をするとともに、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うものです。

サービス種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援 (児童デイサービス)	人	1	2	3
	回/月	2	4	6
障害児相談支援	人	0	0	0

第2 地域生活支援事業の見込量

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により「地域生活支援事業」を計画的に実施します。

(1) 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行うものです。

また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でなく日常生活を営むのに支障がある方に対して、成年後見制度の利用について必要な費用のすべてまたは一部の支援を行うものです。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1

(2) 意志疎通支援事業

聴覚障がいなどのため意志疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣などによる支援を行います。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
コミュニケーション支援事業	人	1	1	1

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、当該用具を必要とする障がいのある人に対し日常生活用具の給付または貸与を行うものです。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	84	84	84
住宅改修費	件	1	1	1

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会参加等の外出時の移動を支援することで地域における自立生活及び社会参加を促進するものです。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人	1	1	1
	時間	18	18	18

(5)日中一時支援事業

障がいのある方で日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援の必要がある方に、日中における活動の場を提供し、日常的な訓練及び介護者の負担軽減を図るものです。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	人	2	2	2
	日	12	12	12

(6)地域活動支援センター事業

障がいのある方に、創作的活動、生産活動の機会の提供など、日中における活動の場を提供することで地域社会との交流促進等を行います。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター	人	1	1	1

第3 その他障がい福祉サービスの見込量

障がいのある方の経済的負担を軽減するため、北海道の補助金を活用しながら事業を実施します。

(1)重度心身障がい者医療費助成事業

重度心身障がい者の医療費に対する経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう医療費の助成を行うものです。(所得制限あり)

- 対象者～身体障害者手帳1～2級及び3級の内部障害、療育手帳A、精神障害者手帳1級の方
- 助成額～初診時一部負担金(町民税非課税世帯)、1割負担(町民税課税世帯)を超えた金額を助成。
※但し、18歳未満については、全額助成。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療費の助成	人	150	150	150

(2)重度心身障がい者等タクシー料金助成事業

重度心身障がい者の通院等交通費の経済的負担を軽減し、外出の機会が促進されるようタクシー料金の助成を行うものです。(所得制限なし)

- 対象者～身体障害者手帳の下肢・体幹障害1～3級、視覚障害1～2級、内部障害1級の方
療育手帳のA判定の方
- 助成額～年36回を上限に、タクシー料金の基本料金(初乗り料金)を助成。チケットを交付。

項目	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
タクシー料金の助成	人	40	40	40

第6章 計画の推進に向けて

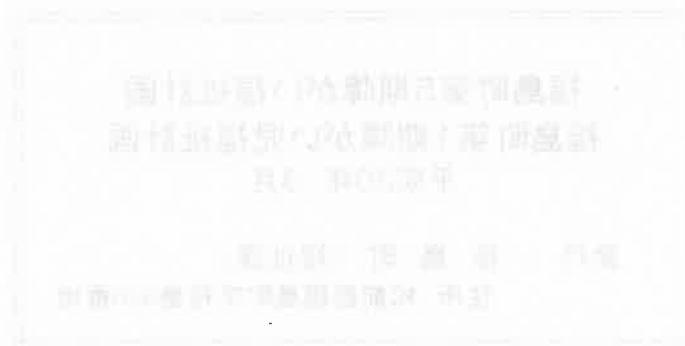
第1 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、今後の国の制度改正の動向などを的確に把握し、本計画の推進に活かしていくとともに、多様化する障がい者制度にも適切に対応できるよう、関係機関との連携を深め、相談支援体制の充実に努めます。

また、近隣町等との連携を図りながら、サービスの確保と充実に努めます。

第2 計画の点検・評価

本計画は、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行が進んでいるか等達成状況を把握し、着実な進行管理を行います。また、計画の円滑な推進を図るため、計画の進捗状況・取組・課題について自立支援協議会との効果的な連携や幅広い意見交換を図る体制づくりを進め、計画推進等に反映するとともに着実な目標達成に努めます。



巻頭のことば

この巻頭の巻頭のことばは、福島の復興の道のり、そしてこの世界の未来、
この巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、
そしてこの巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、

巻頭の巻頭のことば

この巻頭の巻頭のことばは、福島の復興の道のり、そしてこの世界の未来、
この巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、
そしてこの巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、そしてこの巻頭の巻頭のことば、

福島町第5期障がい福祉計画
福島町第1期障がい児福祉計画
平成30年 3月

発行：福島町（福祉課）
住所 松前郡福島町字福島820番地